

会議の名称	平成28年度第5回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成29年2月8日(水) 午後6時25分～9時35分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎1階 第2会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 北野雄二委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<p>(1) 総務部長挨拶</p> <p>(2) 諮問書授受</p> <p>(3) 諮問審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度諮問第8号 「東村山市防犯メール配信業務委託」(地域安全課) ・平成28年度諮問第9号 「市外滞納者実態調査業務委託」(納税課) ・平成28年度諮問第10号 「生活保護受給者等資産調査業務/東村山市暮らし・しごとサポートセンター運営業務の委託内容追加」(生活福祉課) <p>(4) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険年金課窓口業務委託の契約書(労働者派遣から委託への切替) ・東村山市有料自転車等駐輪場内への防犯カメラの設置(地域安全課) ・平成28年度第3～4回の審議会に出された意見に対する回答 		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶 こんばんは。本日は夕刻のお忙しくまた大変寒い中、平成28年度第2回個人情報保護運営審議会にご出席いただきましてありがとうございます。 本日は案件が3件ございますので、早速ご審議の方を進めていただければと思います。最後までどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>(2) 諮問書授受 総務部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。</p> <p>(3) 諮問審議</p>			

○「東村山市防犯メール配信業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び地域安全課の回答

- これまでは防災メールのみを配信し、今後は防犯メールも配信するとのことだが、市民にはどのように周知するのか。
 - 3月1日号市報で周知する。また、既存の防犯メールに登録していただいている方には、個別に案内のメールを送信してお知らせする。
- すでに防災メールに登録している方に対しては、登録したメールアドレスはこちらの委託業者がこのように適切に管理していますという説明は不要だが、新規の登録希望者には、最初の登録時かどこかで説明しておく必要があると思う。次回の審議会で、委託業者における個人情報の取扱いについて登録希望者に周知した内容を報告していただきたい。
 - 承知した。
- 防犯メールと防災メールの2種類の情報を配信するとのことだが、たとえば防災メールの1種類のみ受け取ることも可能なのか。
 - 可能である。配信の登録画面で欲しい情報にチェックを入れて選択してもらう方法を予定している。
- 現在はメールアドレスを複数持つ方が多いので、防災メールが配信されるように登録したメールアドレスがどれだったのか、自分で忘れてしまうこともあると思う。そのため、年に1回程度、全登録者にメールが届いているかの確認メールを送信することにし、「何月何日に確認メールを送信するので受信確認をお願いします」といった内容を市報等で周知すると良い。26年9月3日の「防災メール配信業務委託」の審議時にも同様の提案をさせていただいた。
 - 年1回程度の確認メールについては検討させていただく。なお、従来のシステムでは、登録した際に「登録が完了しました」というお知らせの自動返信機能がなかったが、今後のシステムでは自動返信機能が搭載されるので、登録時のメールアドレスの確認は可能となる。
- 確認だが、受託者が取扱う個人情報はメールアドレスだけなのか。
 - その通り。
- 防犯関連情報や警視庁メールから得られる各種情報は、どれくらいの頻度で配信されるのか。
 - 地域安全課が受理した警視庁メールを登録者に配信するわけだが、警視庁メールは直接地域安全課に来る場合と、学校に来てそこから指導室を通して地域安全課に寄せられる場合がある。事件の発生状況で変わってくるが、警察から直接来るのは年40～50件、学校からは年20～30件程度である。
 - 29年1月の防犯メール配信件数は1件、2月も1件である。3ヶ月間配信しないときもあったので、犯罪件数は減少している。
- 振り込め詐欺などの事件は配信しないのか。
 - そういった事件が発生したことも配信する。2年程前に振り込め詐欺事件が東村山警察署管内で多く発生したときがあり、注意喚起の意味も踏まえて配信している。また、昨年認知症の方が市内で行方不明になったときは、メール配信と防災行政無線を使い周知した。
- 自分が登録しているスマートフォンのアプリケーションで、地震、大雨洪水警報、痴漢わいせつ事件、子どもへの声掛け事案、振り込め詐欺事件などの情報

を配信するものがあり、年間で100件以上配信される。防犯・防災メールで配信される内容は、このアプリケーションとほぼ同じと捉えてよいか。

→ その通り。アプリケーションのインストールは高齢の方には少し難しいところもあるので、市のメール配信で代用していただければと考えている。

● 防犯メールの内容をツイッターに連動して配信する予定なのか。

→ そのように検討している。

● 現在東村山市では警報の発表などを行うツイッターがある。この機能は市民に周知されていて、ある程度のフォロワーもいるのか。

→ その通り。防災メールだけではなく防犯メールも配信することで、相乗効果で登録数を増やしていければと考えている。

● 諮問書17ページの契約仕様書のなかに「(7) 受信者の登録及び解除」に「CSVファイルにより一括して受信者のメールアドレスおよび電話番号のほか、属性情報を登録できること。」とあるが、どういう意味か。受信者のメールアドレスのみを登録するのではないのか。

→ 先行して防災メール配信業務を開始した際に、受信者に「管理者によって登録された市職員」を含めている。災害時に市職員に一斉連絡するために、職員のメールアドレス、電話番号、属性情報を登録することとした。仕様書には防災・防犯両方のメール配信業務内容が含まれているので、ここの文言は防災メールに係る内容である。防犯メールの配信業務については、配信希望者のメールアドレス以外の情報は収集しない。

● 防災メール配信業務を(株)アルカディアに委託してから何年になるのか。

→ 約2年半である。

● これまでの委託期間中で、個人情報の取扱いに何か問題はあったか。

→ 特にない。近隣市でも委託している自治体が多いと聞いている。

● 長い期間委託するときは、受託者にヒヤリハット事例があったか定期的に確認された方がいい。

→ 承知した。

● 委託先の事業者の所在地は大阪だが、東京に支社はあるのか。

→ 東京に支社はないが、毎月営業の方が来庁するので話をする機会は多い。

● 事業者とコミュニケーションは取れているという理解でいいか。

→ その通り。

● 防犯メールの配信開始はいつ頃か。

→ 3月1日からシステムの切替を行い、4月以降に配信開始を予定している。

● 防災メールと防犯メールについて、それぞれの登録時に「登録が完了しました」という自動返信メールが送られるのか。

→ その通り。

● 登録はいつでもできるのか。

→ いつでもできる。

● メール配信システムに対する問い合わせ先は、市民に案内するのか。

→ 案内する。

○ 「市外滞納者実態調査業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び納税課の回答

● 諮問書1ページ【1 委託理由】に記載の業務のうち、どの業務を市が行い、どの段階から委託するのか。

- 年間2回の催告文書の郵送、住民票所在自治体への課税状況等の調査、事案毎の財産調査は市が行う。委託する業務は、遠方に住んでいる市外滞納者の居住実態の確認調査である。
- それらの業務について、この業務は法令等の規定により市が実施しなければならないという決まりはあるのか。委託できる業務内容を広げることは可能か。
- 催告文書の郵送、他自治体への課税状況調査及び金融機関等の調査業務は、法令等の規定により民間の債権回収会社には委託できない。
- 居住の有無の確認はどのように行うのか。近隣住民への聞き込みを行うのであれば、プライバシーの侵害になる可能性もある。
- 諮問書を見たときに、委託内容が探偵業のように感じた。受託候補者から「探偵業届出証明書」が提出されているが、この証明書があれば探偵を業とできるのか。探偵業に認められる調査範囲などの決まりはあるのか。
- 近隣住民への聞き込みはしない。調査員が調査対象宅の前へ行って建物の外観を見て、郵便ポストが塞がっている、雑草が生い茂っている、洗濯物が干してある、車が置いてあるといったことから居住の有無を判断する。調査に行った時に見てわかった範囲で記録してもらうもので、探偵業で行う何時間も張り込んで調査ということは行わない。
- 市は、建物の所有者を調べることはできるのか。
- 可能である。
- 建物が賃貸住宅の場合、管理会社はどのように確認するのか。
- 賃貸住宅の多くは、建物の外壁に管理会社名を書いた看板があるので、調査員にその写真を撮ってもらい確認する。
- 受託者は車のナンバーから所有者を調べることも行うのか。
- 受託者に車の所有者の調査権はないので、所有者は市が調査する。
- 仕様書13ページ【6 委託予定件数】に「60件程度」とあるが、諮問書1ページには市外滞納者1,125人とある。数字がかなり離れているがなぜか。
- 滞納者全員を一気に調査するのは費用もかかり難しい。まず1年目の費用対効果額はどのくらいなのか精査して適切な調査件数を考えたい。また、調査業務を先行して実施している他自治体に調査した上で、年60件程度が妥当な件数だと考えた。
- 調査員1人あたり、年間で何件調査するのか。
- 全国各地に調査員がいて、他自治体からも調査依頼を受けている。そのため、調査員1人あたり年間で何件調査するのかは把握していない。
- 調査内容に土地は含まれないのか。
- あくまで滞納者の居住の有無を確認するだけなので、滞納者が他の場所に土地や建物を保有しているかどうかを調べる業務は委託内容に含まれていない。
- 諮問書6ページ【8 委託条件(4)～(6)】の条件を満たせば、市は市税滞納者の居住の有無の調査業務を民間委託しても問題ないという解釈でいいのか。市職員であれば調査権限があると法律に明記してあると思うが、民間事業者に委託してもいいとの規定はあるのか。
また、受託者は従業員が退職するときに、「職務中に知り得た個人情報退職後においても口外しない。」旨の誓約書を書いているか。
- 市がこの調査業務を委託していることを滞納者に周知しなくていいのか。通常の委託業務では、どの事業者に委託しているのかを明確にすることが多いと思うが。
- (情報公開係長) 窓口業務など市民と直接やりとりをする業務の場合は、窓口に掲示したり、受託者の従業員は市職員とは違う社名の名札を下げたりして、

本業務は委託先の従業員が行っていることがわかるようにするが、本業務については、滞納者が市との連絡を絶っていることが多いので、お知らせするのは難しいと考える。

- 市外滞納者に市から送る催告文書に「居住の有無に関する調査業務を〇〇会社に委託している。」と記載して送ることはできるのではないかと。
- 民間業者に本業務を委託して居住の有無を調査させることについて、法務課は問題ないと言っているのか。もし委託業者と滞納者との間でトラブルが起きたとき、市が法的責任を負わないようになっているのか。
- 法務課には確認していないが、受託候補者2社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に則って法務省の許可を受けていることが、本業務を委託できる大きな理由である。「債権管理回収業に関する特別措置法」では、債権回収会社の業務を行える範囲を規定しており、今回諮問する委託内容を含んでいる。全国サービサー協会では、地方公共団体の債権管理回収が効率的に行えるよう法務省とともにワーキンググループを立ち上げ、民間委託の活用についての整理がされている。

後日補足：「債権管理回収業に関する特別措置法」（以下、「法」という）では、債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収ができると規定している。この特定金銭債権には地方公共団体が有する貸付債権等（母子寡婦福祉資金、奨学金等）が含まれるが、租税債権は含まれない。ただし、法第12条により法務大臣の承認を受けることで、特定金銭債権の管理及び回収業務とそれに付随する業務以外の業務を行うことができると規定されており、自主納付の呼びかけ業務、住所等の調査業務等を行うことができると整理されている。債権回収会社の業務については、法に従い法務省による審査・監督がされる他、一般社団法人全国サービサー協会の「債権管理回収業の業務運営に関する自主規制」による規制を受けている。

- 民間事業者の本業務を委託すること及び委託しても法的に問題ないという根拠を、要項もしくはより上位の規則などに明記した方がいいと思う。
- 新規に委託契約を締結する場合、まず「こういう計画で委託業務を進め、費用対効果はこのくらいになるので委託したい。」と市としての決裁をとる。これにより市の判断がまず決まる。また、この審議会への諮問について市長決裁を得ている。そして、この審議会での個人情報取扱いの議論、予算要求時のヒアリングなどを重ねていき、業務内容が定まっていく。
- 行政法学上、市長決裁の起案文書だけで市の判断の根拠とすることはあまり好ましくない。きちんと規則に定める方がいい。
- 「第2次市税等収納率向上基本方針」に市外転出滞納者の徴収強化を掲げており、滞納したまま市外に転出した方に対して、催告文書の送付や差押え処分を強化することを記載している。また「組織体制等の充実」の項目に、「効果的かつ効率的な収納業務を進めるために組織的な進行管理の充実に努める。また組織体制の見直し及び業務委託の検討を行う。」と明記している。
- 「基本方針」には、あくまで「検討する」と書いてあるだけである。これから業務委託をするのであれば、どこかにその旨を明記する必要があるのではないかと。
- 民間委託をしてもいいという法令上の根拠がない状態で委託することは行政にリスクが生じる。市長決裁や「基本方針」はあくまで行政の内部規定に過ぎないので、根拠になるとは言い難い。
- 「連絡依頼文」は市が作成するのか。
- 基本的には、受託者が作成したひな形を用いる。

- 受託者は「連絡依頼文」を郵便ポストに投函するだけなのか。
- その通り。
- 投函した後の対応について、市職員が市外滞納者と接触するのか。
- 「連絡依頼文」には、「市税等の件でご連絡いただきたいことがあります。市役所までご連絡をお願いします。」としか書いていないので、電話がかかってきたときに市職員が対応する。
- 表札やポストで滞納者の氏名等が確認できない場合は「連絡依頼文」を投函しないとのことだが、そうすると投函できない件数が多いと思う。「連絡依頼文」は相手とコンタクトを取るための最初の手段なので、投函しないと業務が進まない。宛先の書き方を工夫して、居住が確認できなくても投函できるようにした方が収納率向上及び催告業務の次の段階に進めると思う。
- 「連絡依頼文」を見て、連絡してもらうことで収納率向上につなげることを目的としているが、居住実態がないと確認できた場合も、債権を一時棚上げする判断の一助となるので良い効果もある。
- 例えば「連絡依頼文」の宛名に「世帯主様」と記入すれば、そこに住んでいる人が特定できなくても対応できると思う。
- 表札が表示されていなくても誰かが住んでいることを確認できた場合は、投函する方が事業の効果が上がるという意味か。
- その通り。「連絡依頼文」には「市へ連絡してください」ということしか書かれていないので、事業の効果を高めるためには投函した方がいい。
- その方法は望ましくない。もし居住者が滞納者でない場合に「市税等の件で市に連絡してください。」という文書が届けば、「市外の市役所からなぜ税に関する文書が届くのか。」という苦情になる。
- 諮問書6ページ【8 委託条件(4)～(6)】の条件を満たせば本業務を民間委託しても問題ないのか、法的な見解を法務課に確認してもらいたい。他自治体も同様の業務を委託しているのであれば問題ないのだと思うが、確認しておかないと法的問題に発展するおそれもある。
- 「アパートやマンションなどの集合住宅の敷地内に入り、ドアポストを確認する行為は住居侵入である。」と言われてしまう可能性がある。ドアポストにチラシを配布ただけで罰金刑を受けた事例もある。
- 調査の最中に近隣住民に何をしているのかと見とがめられた場合は、調査員はどのように説明するのか。債権回収業者として法務省から認可を受けていれば、立ち入りなどが業務上必要な行為として法的に認められるのか。確認が必要である。
- 集合住宅への立ち入りだけではなく、写真撮影しているのを滞納者やその家族に見られてトラブルになるケースもある。その際に「市がなぜこのような調査を民間に委託できるのか、その根拠を教えてください。」と聞かれたら、どのように答えるのか。
- 各市がどういう契約内容で委託しているかにより、市の苦情への対応方法も変わってくる。契約内容にトラブルが起こった場合の責任の所在とその根拠を明確にしておいた方がいい。
- 仕様書には、受託者側に責任がある場合はその場で対応してもらうことになっている。本委託業務は、法律行為ではなくあくまでも居住の確認と敷地内にどんな資産があるのか写真をとってもらう内容なので、市が行っている「国税徴収法」でいう財産調査を委託するのではないことをご理解いただければと思う。
- 当審議会では、個人情報や個人のプライバシーがきちんと守られているかを審議している。外観調査だけでも居住者のプライバシーに触れるので、本業務を

委託できる根拠を確認し、それを明文化していただきたい。

→ 法務課に確認する。

● 受託候補者のA社とB社だが、どちらも全国業務が可能なほどの規模なのか。本委託業務の初年度の委託件数は60件だが、今後件数を増やしていきたい場合の対応できるのか。

● A社は資本金5億円で従業員が241名、Bは資本金10億円で従業員が410名であり、23年の実績がある。ただ、会社規模が大きいから大丈夫という話ではない。判断材料の一つとして、従業員の退職時に業務中に知り得た個人情報退職後も口外しない旨が書かれた誓約書を書いているか確認し、受託者の反応を見ても手である。誓約書を取っていない会社も多い。

→ 退職時に誓約書を書かせているかの確認はしていないが、債権回収業の許可を受けているので、法務省による監査は定期的に行われている。

● 受託候補者2社に、従業員の退職時に「業務上知り得た個人情報を今後も漏らさない。」旨の誓約書を書かせているか確認してもらいたい。委託先を選ぶ際の1つのポイントにすると良いと思う。

● A社について、タブレットPCからサーバーにアクセスすることだが、どうやってアクセスするのか。

→ タブレットPCはそのサーバーにしか接続されておらず、他の回線とは接続できない仕組みになっている。

● 報告書への入力はどうするのか。

→ タブレットPCを使いサーバーにアクセスをして、結果報告を入力する。

● デジカメ内の写真は、サーバーにどう保存するのか。

→ カメラをタブレットPCに接続し、そこからサーバーにアクセスし保存する。

● 諮問書4ページ2行目に「手元に残った『連絡依頼文』を含む文書は在宅社員宅の施錠可能なキャビネットにて保管する。」とあるが、5行目では「紙媒体の文書はすべて本社へ郵送するため在宅社員の手元には残らない。」と書いてある。矛盾していないか。

→ 手元に残った「連絡依頼文」は一時的に施錠可能なキャビネット保管するが、最終的に報告書と一緒に本社に郵送するので手元には残らないという意味である。

● B社は、市が指定した期間サーバーにデータを保存することだが、保存期間は検討されているのか。

→ 2ヶ月程度と考えている。

● 実態調査に2ヶ月程度要するという見込みから、その保存期間としているのか。

→ 2ヶ月という期間は、市からB社にデータが渡ってから2ヶ月間保存しておくという意味ではなく、B社から市への結果報告が完了してから2ヶ月間保存するという意味である。調査期間はデータの保存期間に含めない。

● 調査期間はどのくらいか。

→ 他自治体では調査は1ヶ月程度で終了していると受託候補者から聞いている。再調査となった場合は、少し期間が延びる。

● B社にはFAXでのやりとりがあり、これも保管すると思う。データの保存期間は2ヶ月なので、紙文書の保存期間はどうか。

→ データと同じ期間で紙文書も廃棄する。

● 受託候補者にデータや紙媒体を処分させるのであれば、処分が完了した旨の「完了届」を提出してもらるか、USBメモリの返却時に一緒に渡してもらい市で処分する方法もある。どちらかといえば市で処分した方が確実だと思う。USBメモリの返還時期はいつ頃になるのか。

- 調査期間はおよそ1ヶ月なので、その後の事務処理も含めた場合、1ヶ月半ほどで返却される。
- A社は在宅社員のタブレットPCが受託者サーバーとしか接続できない仕組みになっているとのことで、回線の外部遮断がきちんとされていれば、個人情報データをやり取りしても問題ない。写真をきちんと削除するかは在宅社員の問題なので、年度終了時にでも写真の削除を完了したという報告を各在宅社員から本社にあげてもらい、その報告の写しか、「すべての在宅社員から削除完了の報告を受けた」という届を本社から市に出してもらう方法が良いかと思う。
 - 紙書類を処分した際は廃棄完了の報告をしてもらうか、USBの返却時に一緒に紙書類を市に渡してもらい市で処分するか、どちらかの方法をとることができるか確認すること。受託者が、従業員の退職時に退職後の守秘義務に係る誓約書を取っているかどうか確認すること。B社を選定した場合、在宅社員の報告書をもとに本社社員が結果報告をサーバーに入力するときに、入力誤りが無いかきちんと確認するようお願いすること。調査業務を民間事業者へ委託できる根拠を法務課に確認し、明確化しておくこと。これらを条件に可とするが、次の審議会にて報告をお願いする。
- 承知した。

○「生活保護受給者等資産調査業務／東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務の委託内容追加」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び生活福祉課の回答

- 生活保護受給者等資産調査業務（以下「資産調査業務」という。）及び東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務（以下「センター運営業務」という。）に新たに委託業務を追加することだが、受託者の従事者の人数は増えるのか。
- センター運営業務では家計相談支援事業に携わる人員を1名増やす。資産調査業務では2名増員し、1名はフルタイムでもう1名は週3日程度の勤務になる。
- これまで従事している人員と合わせると何名になるのか。
- センター運営業務は6名で、資産調査業務は3名である。
- 委託先である中高年事業団やまて企業組合（以下「やまて」という。）のことを調べたが、組合員は25名なので組合の規模はそれほど大きくないという印象である。組合員だけですべての業務を行うことは難しいと思うので、派遣社員なども在籍しているのか。
- やまてに在籍している社員数は把握していないが、福祉業務に関して都内でも実績が高い事業所である。当市でも26年度から委託を開始しているが、福祉分野に関する専門性が高く、また緊張感をもって個人情報を取扱っている。
- 委託業務を追加するという点で、組織体制が変わっているか気になったのでこのような質問をした。
- 池袋に本社、立川に支社があり、27年度から当市内にも事業所が開設された。当市の委託業務に従事している方は専門知識の高い方が多い。生活福祉課の委託業務に従事してもらう際は、経歴書を提出してもらい派遣社員ではないことを確認している。
- 27年度にセンター運営業務委託を開始したので、現在では支援が完了した方もいるかと思う。実績として何名ほどいるのか。

- 支援完了数は手元に資料がないので申し上げられないが、27年度の相談新規受付数は26市で4番目に多かった。八王子市など規模の大きい自治体もある中でのこの順位である。
- 事業内容が広く知れ渡り、よく利用されている証拠である。生活保護受給者等資産調査業務の方はどうか。
- 資産調査業務は主に新規保護開始時に行う。新規保護申請は月に20件～30件、年間360件ほどである。現在、東村山市の生活保護世帯数は約2,540世帯、人数は約3,300人である。
- 後日補足：資産調査業務は新規保護開始時に大手金融機関10社、生命保険会社8社の計18社に調査をかけるため、年間360件×18社＝6,480件がおよその昨年度実績となる。
- 諮問書9ページに「各種補助金を活用することで、新たな家計支援事業全体で65%程度の補助率で事業の実施が可能になる。」とあるが、どういう意味か。
- 本事業は国からの補助金支給対象事業なので、65%の補助金を交付されるという意味である。
- 諮問書23ページの「お預かり証」と「預け入れ証」の違いは何か。
- 支援対象者から通帳等の貴重品を地区担当のケースワーカーが預かるときに、「お預かり証」と「預け入れ証」を使用する。「お預かり証」は市で保管し、「預け入れ証」は支援対象者が保管する。貴重品を返還するときは、支援対象者が持っている「預け入れ証」と引き換えにお渡しする。
- さらに「返却確認証」で、貴重品をきちんと返却したことを確認するのか。
- 貴重品を返却する際に、万一支援対象者が「預け入れ証」を失くされている場合には、「返却確認証」に本人の署名をもらって市が保管することで貴重品を返却した記録とする。
- 新たに追加業務委託をすることで、どのくらいの効果が期待できるのか。
- 29年度から委託する家計相談支援事業は、28年度に開始している就労支援事業にプラスして行う事業である。就労支援事業は、働き始めた方がどのくらいの収入を得ているかという金額面で効果額がわかるが、家計支援事業は家計に課題を抱える方を支援して自立の促進を目的とするので、効果が金額として見えづらい。ただ、支給されたお金を翌日に使い切ってしまう方もいるので、家計相談支援事業を行うことは自立促進には重要と考えている。
- 暮らし・しごとサポートセンターに相談に来た方の中には、相談時は貯金があったが最終的に生活保護費を受給することになってしまった方は40人ほどいた。その理由は、相談時に「貯金はまだあるので生活保護費の支給条件を満たさない。」という話をすると、だいたい1ヶ月程で貯金を使い切り「貯金が底をついたので申請したい。」と言われる方が多い。無論、生活に必要な物資を買うことはいいのだが、そういう方に家計簿を用いて家計の状況を確認することで、家計管理能力を高めてもらい、なるべく生活保護費に頼らないようにしていただく。その部分が効果額となると考えている。
- 資産調査業務における効果額をご説明する。例えば家の建物を所有していて売却すれば1000万円の収入になるが、手持ち金がないので生活保護費の申請をされる方もいる。現在、生活保護受給者の中に、福祉事務所は認めていない土地や建物を所有しているケースが12件ほど、自動車を保有しているケースが18件ほどあるので、売却支援をすることで効果額が見えてくる。債権管理支援の効果額については、受給者が毎月の保護費から市に返還することができないときに支援員が家計見直し支援を行い、毎月5,000円程度の返還計画を立てることで、市は1年間で900万円程度の効果額を見込んでいる。

- 金銭的な効果額を上げることも大切だが、生活困窮者が生活保護に頼ることなく自立した生活を継続できるようにすることも大事である。そのためにはきめ細かく支援していく必要がある。資産調査業務とセンター運営業務を行う上で、市ケースワーカーとやまての職員がどう連携して業務を進めていくのか。
- 現在も資産調査業務とセンター運営業務を委託していて、市ケースワーカーとやまての支援員が連携を密にとらなければ、いい支援ができないと考えている。たとえば就労支援業務の場合、やまて支援者によるサポートの進捗状況を市ケースワーカーと共有できるよう頻繁にコミュニケーションをとっている。
- 諮問書6ページ上段に「年2回以上の立ち入り検査を実施する。」とあるが、誰が立ち入り検査をするのか。
- 基本的に生活福祉課の担当者が行き、生活福祉課長もなるべく立ち会うようする。
- やまては、新入社員に個人情報の取扱いに関する研修をしているのか。また、従業員が退職するときに、業務上知り得た個人情報について退職後も口外しない旨が書かれた誓約書を書いてもらっているのか。退職後にふと口外してしまうこともある。また、立ち入り検査を行う際に、チェックリストを使用して確認することも大切である。
- 生活福祉課でチェックリストを作成しているが、チェック項目に「新人への研修」や「退職時に誓約書を書く」という項目を追加するか検討する。
- 諮問書88ページ以降【個人情報管理規定】で「残存リスクとして保有する」という文言があるが、どういう意味か。
- すべてのリスクをゼロにすることは不可能なので、現状で取り得る対策を講じた上で、それでも残るリスクを「残存リスク」として把握するという意味である。
- やまてはプライバシーマークを取得しているのか。
- 取得している。

(4) 報告

○ 保険年金課窓口業務委託の契約書（労働者派遣から委託への切替）

(情報公開係長)

労働者派遣契約を結び保険年金課窓口業務に従事してもらうため27年10月に諮問した際に、28年度から委託契約に切り替えると説明したところ、委託に切り替わった後に契約内容を報告してもらいたいとのご意見があった。そのため、契約書一式をお示しする。

主な変更点として、労働者派遣契約から業務委託契約に変更したこと。労働者派遣契約時は業務従事者が5名だったが、業務委託契約では、業務の閑散・繁忙期に合わせ7名から10名に変更したこと。労働派遣契約で5ヵ月間窓口等業務に従事してもらった結果、取扱う件数が少なかったり制度の説明が難しい等の理由で市職員が行った方がいいと判断した業務については、委託内容には含めずに市職員が行う形に戻した。作業用端末や机などを受託者に貸与していることがあげられる。

委託契約書には、通常の特約条項や情報セキュリティに関する合意書を添付しているため、後ほど御目通しいただき、お気づきの点があればお知らせください。

○ 東村山市有料自転車等駐輪場内への防犯カメラの設置（地域安全課）

（情報公開係長）

市では、平成18年に小学校、20年に市立保育園に防犯カメラを設置している。カメラで常時撮影することにより個人が映った撮影データを収集すること、警察から撮影データの提供を求められた場合には提供する可能性があることから、個人情報保護運営審議会に諮問し、可の答申をいただいてから設置している。その後は、「これまでの諮問で出た注意点を守って運用すること」を条件に、諮問ではなく報告とさせていただいている。

駐輪場については、29年2月から順次、久米川駅、東村山駅、秋津駅、新秋津駅の駐輪場内に1台ずつ、宅配ボックスに組み込まれた形の防犯カメラを設置する。久米川駅北口地下駐輪場のみ既に設置してカメラが稼働している。

カメラは宅配ボックス1台につき2基搭載されていて、ボックスに入っている宅配物を受け取るためにタッチパネルを操作する方を映すものと駐輪場内を映すものがある。

このカメラ内蔵型宅配ボックスの設置は、駐輪場の指定管理者であるサイカパーキング(株)の提案によるもので、サイカパーキング(株)が「パックシティージャパン」という宅配ボックスの設置管理をしている専門会社と契約を結び、今回の設置となった。このため、カメラを含めた宅配ボックスの機器の管理はパックシティージャパンが行う。

カメラは24時間撮影で、撮影データは宅配ボックス内にあるデジタルレコーダーのなかのハードディスクにおおむね1週間保存し、上書きを繰り返す。撮影記録は、事故・事件等が起きたときに、後日その状況を確認できるように記録用に保存するものであり、PackcityJapan、サイカパーキング(株)、地域安全課のいずれも平常時は見ることはない。事故・事件等が起きた時に初めて、ハードディスク内の映像を確認する。

これまでの諮問でいただいたご意見に沿った運用として「防犯カメラ稼働中であること、警察から依頼があれば撮影データを提供することもあること」を周囲によくわかるように掲示することという点については、宅配ボックスのそばにカメラの絵がついた周知ポスターを掲示する。

データの管理責任者は市の地域安全課長とし、警察から署長印の押された捜査照会書により撮影データの提供を求められたときは、地域安全課は「撮影記録の外部提供」という用紙を起案書に添付して、市長決裁を得たのちに提供する。撮影データの提供時は、この用紙の下の部分にその日時と担当者を記録に残す。

資料の各駐輪場の平面図中、カメラの絵の位置に宅配ボックスを設置する。

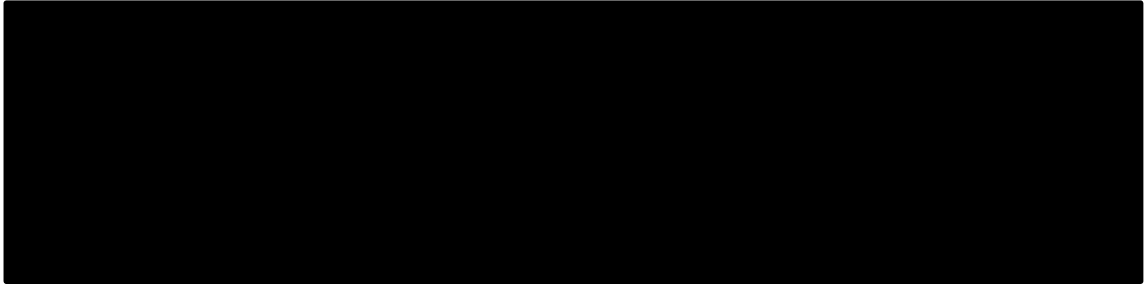
- 警察署からの撮影データ提供依頼は地域安全課長が受付け、市長決裁を得ることだが、その決裁過程は起案書別紙様式に記録されないのか。
- 起案書別紙様式は起案書に添付するもので、起案書の表に決裁印が押される。
- 宅配ボックスのカメラはどのくらいの範囲を映すのか。
- カメラ角度が自動で動くとは聞いていないので、それほど広い範囲は映らない。

○ 平成28年度第3～4回の審議会が出された意見に対する回答

（情報公開係主事）

< 諮問第6号（秘書広報課） >

- ふるさとチョイスと契約している他自治体のパソコンから情報漏えい等が発生した場合に、東村山市の情報も一緒に抜き取られるといった可能性はあるのか。こういった専門的な質問をするのは秘書広報課だけでは難しいかもしれないので、必要であれば情報政策課に入ってもらい、他自治体での事故が他に波及しないためにどのような対策が構築してあるのかを2社に確認しておいてほしい。業者は大抵「大丈夫です。」と言うが、そう言われたときは「その根拠は何ですか。」と重ねて聞かないと意味がない。
- ⇒ 2社ともに、個人情報保護体制については、「プライバシーマーク」を取得しており、万全を期している。



※セキュリティに係る情報のため、非公開としています。
<諮問第7号 (子ども・教育支援課) >

- 子ども相談システム導入初期の動作確認はダミーデータを使用することだが、ダミーデータで動作確認できたので、最後に実データを用いてテストしたらエラーが出て、そこから再度システムを修正してダミーデータからテストを行うと繰り返す可能性もある。こういう狭間の時期にデータの漏えいや紛失が起りやすい。最終的な動作確認用に、実データにダミーデータを合わせたものを作成しておくことが望ましいと考える。
- ⇒ 実データにダミーデータを合わせたものを作成し、本稼働最初期及び保守作業終了時には、実データ内のダミーデータから動作確認を行うこととし、ご指摘いただいた「狭間の時期の事故」の防止に努める。

(委員意見)

- 会社にもよるが、個人情報をサーバーに保管する業務で、預かり先ごとにサーバーを別々に設置している会社もある。そうすると個人情報が一度に抜き取られることはない。受託者はそういう仕組みなのかかわからないが、そうであれば安全である。もし大量の個人情報の取扱いをお願いするのであれば、そういう仕組みを構築できる会社に依頼することも一つの手だと思う。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。